

空き店舗等活用創業支援事業の概要

小諸市では、地域の活性化、賑いの創出、空き店舗等の解消のため、空き店舗、空き家等を活用した創業者を支援します。

【事業概要】

空き店舗、空き家、空地を活用し新規に起業する事業者が整備する店舗の改修又は新・改築費及び付帯施設の整備に要する経費の1/3（上限30万円）を補助します。

【対象となる店舗】

小売業、飲食店又はサービス業、学習塾等（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を除く。）の内、一般向けの営業を行う店舗

【対象とならない店舗】

店舗ではないもの（会員制店舗など）や一般向けの営業をしないもの（事務所など）

【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	補助率
1 空き店舗等への出店の用に供するための改修費又は新・改築費及び付帯施設の設置に要する経費	1、2合計の3分の1以内。 ただし、30万円を限度とする。
2 空き店舗等への出店の用に供するための店舗の購入に要する経費（土地の購入に要する経費は除く。）	

※付帯施設とは空調、給排水、厨房、業務用大型機器、トイレ、看板、戸棚、カウンターなど建物と一体となっているもの（容易に移動できるものは除く）並びに店舗に併設された事業用倉庫をいう。（駐車場は除く）

※居ぬき購入にかかる費用一切は補助対象外。

【補助要件】

- 1 空き店舗とは、商業（サービス業を含む。）又は事務所の用に供していたもので、3か月以上利用されていない建物又は空地をいいます。
- 2 空き家とは、市の管理する空き家情報登録制度に登録している物件等をいいます。
- 3 補助金を受けるには、小諸市補助金交付規則に規定されていることのほか、次のことが条件になります。
 - ア 小諸商工会議所経営指導員の指導を受けたもの。
 - イ 申請した内容に基づき3年以上活用すること。
 - ウ 補助事業終了時までに小諸市に住民登録していること。
 - エ 市区町村税に滞納がないこと。
 - オ 空き店舗の貸し手と借り手が生計を一にしている場合およびその関係が直系親族または2親等以内の傍系親族でないこと。
 - カ 内装リニューアル等の意図的・一時的な閉店でないこと。
 - キ まちづくり協定締結地区において建物の外観が変わる場合は、地域の歴史、文化性を尊重し、街並み、景観に配慮すること。
 - ク 小諸商工会議所に加入すること。
 - ケ 空き店舗の改修又は新改築及び付帯施設の設置を行う業者は市内に事業所を有する者又は市内に住民登録がある個人の事業主とすること。

- 4 他の補助金と重複して受けられない場合がありますのでご相談ください。
- 5 補助金を受けるには、事業（改修工事等）の開始前に申請が必要になります。

【その他の注意事項】

- 1 当該年度の補助金予算がなくなり次第、年度内の申請受け付けは終了となります。
- 2 補助を受けるには、必ず小諸商工会議所（☎0267-22-3355）のチャレンジ起業相談室に相談し、経営指導員の意見書が必要となります。
- 3 補助事業を開始する前（工事を着工する前）に、申請～審査～交付決定までが完了している必要があります。交付決定がされていない事業については補助対象外となりますのでご注意ください。なお、事業完了後 30 日以内に実績報告をしてください。
- 4 制度利用にあたり、不適格な事例があった場合は、補助事業完了後であっても補助金の取り消しや、返還となります。
- 5 上記は制度の概要となりますので、申請をお考えの方は事前に商工観光課商工観光係までご相談ください。

■問い合わせ先 商工観光課 商工観光係 ☎22-1700（内線 2212・2215）